

『時間外(夜間・休日)選定療養費』について

緊急性を認めない(いわゆる軽症の)患者さんが時間外に受診された場合、保険診療とは別に「時間外(夜間・休日)選定療養費※」(自費)を徴収させていただきます。

当院の役割は、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の緊急性の高い重篤な救急患者さんに対して24時間365日救急医療を提供することです。入院や手術を必要としないような緊急性を認めない(いわゆる軽症の)患者さんの受け入れは原則行っておりません。

しかし、時間外・夜間・休日に多くの患者さんが来院しており、重篤な救急患者さんの診療に支障をきたしております。

地域の救急医療を維持していくためのやむを得ない措置となります。適正な時間外受診にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

改正年月日

2024年10月1日(火)より

金額

7,700円(税込)

対象時間

【平日】17:00～翌朝8:30

【休日】終日(土日祝・年末年始)

ただし、次に該当する場合は、時間外選定療養費はいただきません。

- ◆ 救急外来を受診して入院になった場合
- ◆ 他院からの救急外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- ◆ 当院で診療継続中の疾患において症状増悪により時間外に受診の必要となった場合
- ◆ 当院の医師より、指示され予約来院された場合
- ◆ 医師により「手術や救急処置・転院の必要等がある」と判断された場合

時間外(夜間・休日)選定療養費についてのお問い合わせは、以下の時間帯に医事課までお願いします。

【平日】9時～16時 【電話番号】0285-36-0200(代表)

※時間外(夜間・休日)選定療養費とは

保険外併用療養費の制度で、軽症な患者さんの希望(自己の都合)による時間外(夜間・休日)受診を行った場合、保険診療とは別に自費で徴収が認められている料金のことです。